

## 春日部市上下水道部告示第 15 号

下記の者を、春日部市指定給水装置工事事業者規程(以下「規程」という。)第4条により、春日部市指定給水装置工事事業者として指定したので規程第10条第1号により告示する。

令和8年9月17日

春日部市水道事業管理者 宗 広 則 行

## 記

[illegible]